

荻窪税務署での法人事業税・都民税申告書の受付について

平成23年度も、法人事業税・都民税申告書の税務署での出張受付を行います。

実施内容等は次のとおりですが、円滑な実施に向けて、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 実施日時

毎月の申告期限末日（12月を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで

◆ 実施場所

荻窪税務署庁舎の1階等

◆ 平成23年度の実施日

4月	5月	6月	7月	8月	9月
5月2日	5月31日	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10月31日	11月30日	実施せず	1月31日	2月29日	4月2日

◆ 受付対象

原則として、法人事業税・都民税の申告書、法人設立・設置異動届出書等（新宿都税事務所所管分に限りません。）

◆ 留意事項

- (1) 申告書等の付属明細書等への受付印の押印、申告指導、照会、証明、用紙類の交付は行いません。
- (2) 税務署の時間外文書収受箱へ投函された地方税申告書及び税務署へ郵送された地方税申告書は受付できません。

◆ 問い合わせ先

東京都新宿都税事務所 法人事業税課 法人事業税第二係
03-3369-7151（代）